平成２４年（フ）第３０７号
徳島市南新町２丁目７番地　木内ビル４Ｆ
右、旧住所徳島市福島１丁目６番41号
債務者　森本裕可里（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１１号
徳島県吉野川市山川町諏訪356番地６
債務者　岡本　文子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
宮崎県延岡市平原町３丁目1238番地１
債務者　片伯部由紀子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１５７号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目11番11号　吾亦紅
債務者　牧野　久乃
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６８号
宮崎県延岡市大貫町３丁目983番地３　ラウンディスコウエイ301
債務者　河野　笑子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９８号
岩手県花巻市東和町土沢５区450番地、前住所岩手県花巻市不動22番地１浅与住宅18号
債務者　平賀　博文
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第９０号
石川県能美市湯谷町ト44番地３
債務者　白井　　隆
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１２０号
静岡県富士市中之郷1316番地の18、前住所静岡県富士市中里293番地の18
債務者　藪崎　元浩
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１０号
静岡県富士市蓼原1088番地の23、前住所静岡県富士市横割４丁目４番７号
債務者　稲穂　敏之
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１１号
静岡県富士市蓼原1088番地の23、前住所静岡県富士市横割４丁目４番７号
債務者　稲穂　利子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１２号
静岡県富士市宮島735番地の１市営住宅早川団地Ａ―101号
債務者　間部　章子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県たつの市新宮町善定697番地１
債務者　丸田　順子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２５９号
岩手県八幡平市大更第22地割155番地５
債務者　高橋　克志
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口260番地44、旧住所神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目12番14号　水嶋ハイツ102
債務者　豊田　真梨
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６６４号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目10番45―５号　フローラ・シズ102号室
債務者　村田　信幸
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８２号
千葉県松戸市東松戸３丁目15番地の８　ラ・アフェール103号
債務者　杉山　広子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８７号
千葉県松戸市串崎南町148番地の１　サンモール203号
債務者　湯浅　佑美（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９９号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町103番地　ジュネパレス松戸第41―202号
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部